

# 保管依頼書

長久手市長 殿

下記、売買物件について、売買代金納付後、引渡しを受けるまで長久手市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、長久手市が一切責任を持たないことに同意します。

## 記

物件名：

区分番号：

住所・所在地

氏名・名称

電話番号

携帯電話番号

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。

※市から所有権移転し、 年 月 日までには引き取っていただきます。